

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号 8316)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 15 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、国際的に広く認知されたコーポレートガバナンス体制を構築し、業務執行に対する取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速化を図るため、指名委員会等設置会社へ移行することといたしたいと存じます。これに伴い、各委員会や執行役の規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、執行役を兼務する取締役等と責任限定契約を締結できない旨の明確化等、所要の変更を行うため、定款を変更しようとするものであります。なお、定款第 36 条の変更に関する議案を第 15 期定時株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。また、本議案が承認可決された場合、本総会終結の時をもって、定款の変更の効力が生じるものとします。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 29 日 (予定)

以 上

## 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査役</u></p> <p>3 <u>監査役会</u></p> <p>4 会計監査人</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第14条 当社の株主名簿の記載または記録その他株式に関する取扱い及びその手数料については、<u>取締役会で定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第15条 当社は、<u>第44条</u>に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下優先配当金という）を行う。ただし、当該事業年度において第16条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。</p> <p>第五種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p>3 <u>執行役</u></p> <p>4 会計監査人</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、取締役会の決議によって、株主との合意により自己の株式を有償で取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第14条 当社の株主名簿の記載または記録その他株式に関する取扱い及びその手数料については、<u>取締役会による委任を受けた執行役が定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第15条 当社は、<u>第43条</u>に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下優先配当金という）を行う。ただし、当該事業年度において第16条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。</p> <p>第五種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議ま</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">議によって定める額</p> <p>第七種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第八種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第九種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p>	<p style="text-align: center;"><u>たは取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>によって定める額</p> <p>第七種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議<u>ま</u><u>たは取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>によって定める額</p> <p>第八種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議<u>ま</u><u>たは取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>によって定める額</p> <p>第九種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議<u>ま</u><u>たは取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>によって定める額</p>
<p>②ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。</p>	<p>②ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。</p>
<p><b>(優先中間配当金)</b></p> <p>第16条 当社は、<u>第45条</u>に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額の中間配当金（本定款において優先中間配当金という）を支払う。</p>	<p><b>(優先中間配当金)</b></p> <p>第16条 当社は、<u>第44条</u>に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として発行に際して取締役会の決議<u>または取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>によって定める額の中間配当金（本定款において優先中間配当金という）を支払う。</p>
<p><b>(取得条項)</b></p> <p>第18条 当社は、第五種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢や当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p>②当社は、第五種優先株式、第七種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式について、</p>	<p><b>(取得条項)</b></p> <p>第18条 当社は、第五種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式について、取締役会<u>または取締役会による委任を受けた執行役</u>が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議<u>または取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>によって定める市場実勢や当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p>②当社は、第五種優先株式、第七種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式について、</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める当会社に適用のある自己資本比率規制に基づく実質的な破綻状態（以下実質破綻状態という）に関する事由が生じた日（以下取得事由発生日という）、または実質破綻状態になった場合において取得事由発生日に先立ち取締役会が別に定める日に、無償でまたは普通株式の交付と引換えに、その全部を取得する。当該優先株式の取得と引換えに普通株式を交付する場合のその数の算定方法等、その他の取得の条件は、当会社に適用のある自己資本比率規制、市場実勢、当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。</p>	<p>当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める当会社に適用のある自己資本比率規制に基づく実質的な破綻状態（以下実質破綻状態という）に関する事由が生じた日（以下取得事由発生日という）、または実質破綻状態になった場合において取得事由発生日に先立ち取締役会または取締役会による委任を受けた執行役が別に定める日に、無償でまたは普通株式の交付と引換えに、その全部を取得する。当該優先株式の取得と引換えに普通株式を交付する場合のその数の算定方法等、その他の取得の条件は、当会社に適用のある自己資本比率規制、市場実勢、当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める。</p>
<p><b>（取得請求）</b></p> <p>第21条 第五種優先株主及び第七種優先株主は、普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求することができる。取得を請求することができる期間（以下取得請求期間という）は、その末日が当該優先株式発行の日から25年を超えない相当な範囲内において、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める。当該優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得する優先株式の払込金相当額を、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める方法により決定される価額（以下取得請求権行使価額という）で除して得られる数とする。ただし、当初の取得請求権行使価額は、市場実勢等を勘案して妥当と認められる価額を基準として決定されるものとし、交付する普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条の規定によりこれを取り扱う。その他の取得の条件は、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。</p>	<p><b>（取得請求）</b></p> <p>第21条 第五種優先株主及び第七種優先株主は、普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求することができる。取得を請求することができる期間（以下取得請求期間という）は、その末日が当該優先株式発行の日から25年を超えない相当な範囲内において、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める。当該優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得する優先株式の払込金相当額を、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める方法により決定される価額（以下取得請求権行使価額という）で除して得られる数とする。ただし、当初の取得請求権行使価額は、市場実勢等を勘案して妥当と認められる価額を基準として決定されるものとし、交付する普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条の規定によりこれを取り扱う。その他の取得の条件は、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める。</p>
<p><b>（一斉取得）</b></p> <p>第22条 当社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第五種優先株式及び第七種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって、当該優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値</p>	<p><b>（一斉取得）</b></p> <p>第22条 当社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第五種優先株式及び第七種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって、当該優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。ただし、当該平均値が5,000円以上で発行に際して取締役会の決議によって定める額を下回るときは、各優先株式1株の払込金相当額をその金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。</p>	<p>(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。ただし、当該平均値が5,000円以上で発行に際して取締役会の決議<u>または取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>によって定める額を下回るときは、各優先株式1株の払込金相当額をその金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。</p>
<p>②前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</p>	<p>②前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</p>
<p><b>(招集)</b> 第24条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。 ②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役社長</u>を置かないときまたは<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p><b>(招集)</b> 第24条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。 ②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>執行役社長を兼務する取締役</u>がこれを招集する。<u>執行役社長を兼務する取締役</u>を置かないときまたは<u>執行役社長を兼務する取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>
<p><b>(議長)</b> 第26条 株主総会の議長は、取締役会長または<u>取締役社長</u>がこれに当る。取締役会長及び<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p><b>(議長)</b> 第26条 株主総会の議長は、取締役会長または<u>執行役社長を兼務する取締役</u>がこれに当る。取締役会長及び<u>執行役社長を兼務する取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>
<p><b>(任期)</b> 第32条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><b>(任期)</b> 第32条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p><b>(取締役会)</b> 第33条 取締役会は、すべての取締役で組織する。 (新 設)  (新 設)  ②取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、<u>取締役社長がこれに当り、取締役社長を置かないときまたは取締役社長に事故があるときは、</u>あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。 ③取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものと</p>	<p><b>(取締役会)</b> 第33条 取締役会は、すべての取締役で組織する。 <u>②取締役会は、当会社の業務執行を決定し、執行役及び取締役の職務の執行を監督する。</u> <u>③取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、業務執行の決定を執行役に委任することができる。</u> ④取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。 ⑤取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>④取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>⑤取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>⑥取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>⑦取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(代表取締役、役付取締役、社長執行役員)</p> <p>第34条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、<u>取締役社長各1名</u>、取締役副会長、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>、<u>常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>③<u>取締役社長を置かないときは、取締役会は、その決議によって、社長執行役員1名を定めることができる。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第34条 (削 除)</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長若干名を定めることができる。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(取締役、社長執行役員の職掌)</p> <p>第35条 取締役会長は、取締役会を統理する。</p> <p>②取締役副会長は、取締役会長を補佐する。</p> <p>③<u>取締役社長または社長執行役員は、取締役会の決議を執行し、当会社全般の業務を統轄する。取締役社長または社長執行役員に事故があるときは、取締役副社長、専務取締役、常務取締役の順序によりこれに当る。</u></p> <p>④<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長または社長執行役員を補佐し、当会社の常務を執行する。</u></p>	<p>(取締役の職掌)</p> <p>第35条 取締役会長は、取締役会を統理する。</p> <p>②取締役副会長は、取締役会長を補佐する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(業務執行取締役でない取締役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役でない取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(業務執行取締役でない取締役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第6章 監査役及び監査役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第37条 <u>当会社に、監査役3名以上を置く。</u></p> <p>(選任決議)</p> <p>第38条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(補欠監査役の選任決議の効力)</u></p>	
<p><u>第38条の2 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第39条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会)</u></p>	
<p><u>第40条 監査役会は、すべての監査役で組織する。</u></p>	(削 除)
<p><u>②監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>③監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常任監査役)</u></p>	
<p><u>第41条 監査役会は、その決議によって、常任監査役を選定する。常任監査役は常勤とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p>	
<p><u>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	<p><b>第6章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</b></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(委員の選定方法)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第37条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員を選定する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(各委員会の権限等)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第38条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会の権限その他の各委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><b>第7章 執行役</b></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(選任方法)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第39条 取締役会は、その決議によって、執行役を選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第40条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>(代表執行役、役付執行役)</u></p> <p><u>第41条 取締役会は、その決議によって、代表執行役若干名を選定する。</u></p> <p><u>②取締役会は、その決議によって、執行役の中から執行役社長1名、執行役副社長、執行役専務、執行役常務各若干名を定めることができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第44条 当会社は、株主総会の決議により事業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うものとする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第45条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第46条 配当財産が金銭である場合にその支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 計 算</b></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第43条 当会社は、株主総会の決議により事業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うものとする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第44条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第45条 配当財産が金銭である場合にその支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 第15期定時株主総会における指名委員会等を置く旨の定款の変更の効力が生じる前に監査役と締結済の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会における変更前の定款第42条の定めるところによる。</u></p>